

公益社団法人 大阪自然環境保全協会 役員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人大阪自然環境保全協会(以下で本会といふ。)定款第5章(役員)の規程に基づいて理事及び監事の選任についての事項を定め、組織運営の健全性を確保することを目的とする。

(役員の区分)

第2条 本会の役員は、次に区分する

1 内部理事

内部理事とは、理事のうちで、外部理事でない理事をいう。

2. 常勤理事

常勤理事とは、協会と雇用契約を締結し、週に3日間以上、職務を行う理事をいう。

3. 外部理事

外部理事とは、以下のすべての条件を満たす理事をいう。

(1)当該法人やその子法人の業務執行理事・職員であったことが過去10年間ない者

(2)当該法人の社員、役員、使用人でない者

(3)親族関係や取引関係など、経営の独立性を損なうおそれがある利害関係を有しない者

4. 内部監事

内部監事とは、監事のうちで、外部監事でない監事をいう。

5. 常勤監事

常勤監事とは、協会と雇用契約を締結し、週に3日間以上、職務を行う監事をいう。

6. 外部監事

外部監事とは、以下のすべての条件を満たす監事をいう。

(1)当該法人やその子法人の業務執行理事・職員であったことが過去10年間ない者

(2)当該法人の社員、役員、使用人でない者

(3)親族関係や取引関係など、経営の独立性を損なうおそれがある利害関係を有しない者

(役員の選任方法)

第3条 役員の選任方法を次のように定める。

1. 外部役員推薦

(1)外部役員候補者を選出するために外部役員推薦委員会(以下推薦委員会)を設ける。

(2)会長は役員選挙の告示に先立って推薦委員会を設ける。推薦委員会の委員長は会長とし、他に正会員の中より若干名を会長が委嘱し、推薦委員会を構成する。

(3)推薦委員会は、次の業務を行う。

①外部性の要件を満たす外部役員候補者を選出し、名簿を作成する。

②外部役員候補者名簿を理事会に提示する。

③その他、外部役員推薦に必要な事項を行う。

2. 候補者の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、応募できない。

- (1)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項各号に該当する者
- (2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまでに規定する 理事等の欠格事由に該当する者

3. 選挙管理委員会

(1)選挙の運営・管理は、独立した選挙管理委員会が統括する。委員会は、立候補受付、立候補者の告知、投票用紙の管理、開票結果の集計、総会当日の選挙管理等を行う。

(2)選挙管理委員会委員は、役員立候補者の公募に先立ち、正会員(のうち、役員選挙に立候補しない者)から公募する。応募がない場合、理事会が正会員の中から委嘱する。

4. 内部役員の選任

(1)内部役員は第3条2に定める選挙管理委員会による募集に応じて立候補した者から総会で選出する。

(2)内部役員の立候補者は、正会員の中から公募し、正会員5名以上の推薦を必要とする。被選挙権は、前年度に正会員または協力会員であり、当該年度に正会員会費を納付して在籍している正会員に限る。

(3)立候補受付期間は選挙管理委員会が定める。

(4)立候補者名簿は、あらかじめ定められた受付期間内に届け出があった者のうち、定款と本規程に定める要件を満たした者で構成する。

5. 外部役員の選任

(1)外部役員は、外部役員推薦委員会が理事会に推薦し、総会において承認を得るものとする。

(2)外部理事は、公益認定法第5条第15号、公益認定法施行規則第4条に基づき、一定の場合には選任が必要となる。ただし、内閣府ガイドライン(令和6年12月改訂)に基づき、収益・費用・損失のいずれもが3,000万円未満となる場合には選任を必要としない。

(3)外部監事は、公益認定法第5条第16号、公益認定法施行規則第5条に基づき常に選任が必要となる。

(補欠選任)

第4条 理事の総数が最多定数に満たない場合、必要に応じて増員選挙を行うことができる。

(選任投票)

第5条 役員立候補者が、定款で定める最多定数を超えた場合、得票数の多い候補から順に選任されるものとし、得票数が同数の場合、再度、出席者による投票を行う。

付則

1. 本規程は定款に定めのない事項を補う。定款と本規程に矛盾があった場合、定款が優先する。
2. 本規程の制定、改正及び廃止は、理事会の決議による。本規程は理事会の承認の日から施行する。

2025年(令和7年)11月28日 施行